

アウグスト・ベーベルとマリアンネ・ヴェーバー

伊藤セツ・掛川典子

August Bebel and Marianne Weber

Setsu Ito, Noriko Kakegawa

From the end of the 19th century to the beginning of the 20th century, Germany produced great thinkers and theorists on women and family issues regardless of class or sex.

In this paper, the authors take up August Bebel and Marianne Weber who did not share the same views on these issues. The former represents a male intellectual of the German proletariat; the latter stands for that of a woman of the German bourgeoisie.

In this paper, the authors investigate important theoretical points of contact between August Bebel's masterpiece "Die Frau und der Sozialismus" and Marianne Weber's "Ehefrau und Mutter in der Rechtsentwicklung."

はしがき

21世紀のフェミニズム・女性学・ジェンダー論は、19世紀から受け継がれた20世紀初頭の、女性や家族に関する現実から体系化された知を組みこみ、その蓄積の上で成立していると筆者らは考えている。しかし、今日多くのフェミニストはそのことに無頓着であるか、あるいはそのことを否定している。従って、今日のフェミニスト理論の何が真に新しい知見であるか、何がかって言われたことの再発見であるかさえ不明になる場合もある。

筆者らは、本学の女性文化研究所を足場に、この15年、それぞれの女性文化研究に従事してきた。筆者らの研究は、共著(伊藤・掛川・内藤 1992)や連名の論文(伊藤・掛川・塩谷 1996)で発表されたり、ある時は、偶然にドイツ女性史(河合・野口・山下編 2001)の中に、またある時は当然の事として当研究所が発行する同じ書物(昭和女子大学女性文化研究所 2002)の中に納まることもあった。

しかし、通常は、しばしば本学図書館で「女性文庫」の1部として収集した「ゲリッツェン女性史コレクション」の中から、伊藤はアウグスト・ベーベル(August Bebel 1840-

1913)に関する論稿(伊藤 1992,1996,1997,1998a,1998b,1998c,1998d,1999,伊藤・王 1999)の形で、掛川はマリアンネ・ヴェーバー(Marianne Weber, 1870-1954)の翻訳や解説(掛川 1998, 1999, 2000, 2001, 2002)の形で発表する機会が多かった。こうして筆者らそれぞれが研究を進める中で、アウグスト・ベーベル(以下日本で一般に呼ばれているようにベーベルと姓のみ記す)とマリアンネ・ヴェーバー(夫マックス・ヴェーバーと区別するためにマリアンネと名で記す)の接点が見え隠れするのに幾度か遭遇した。

筆者らは、そうした点について、おたがいに情報を交換しあってきたが、本誌30号を記念して、この二人の、ドイツ人男性と女性の女性論上の接点がどこにあったかを取り上げることとした。男性のベーベルは、フリードリヒ・エンゲルス(Friedrich Engels, 1820-1895)を介してドイツプロレタリアの男性の知性を代表し、女性のマリアンネは夫マックス・ヴェーバー(Max Weber, 1864-1920)を介してドイツのブルジョア階級の女性の最高の知性を代表していたといっても過言ではない。

本稿で取り上げる内容は、邦訳されていないベーベルとマリアンネの、一部ではあるが重要な資料的価値ある文献の翻訳を含んでおり、老いたベーベルと、活動初期のマリアンネとの、ドイツ的知性の火花の交叉を見ることができる。

1、問題の背景・所在：アウグスト・ベーベルとマリアンネ・ヴェーバーを繋ぐ点

ベーベルとマリアンネを繋ぐ点は、ベーベルの主著『女性と社会主義』(*Die Frau und der Sozialismus*, 初版は1879、改訂年は、1883=第2版, 1884=第3版, 1891=第9版, 1892=第11版, 1895=第25版, 1903=第34版, 1910=第50版)を通じてのものである。しかし、マリアンネは、『女性と社会主義』初版が出た1879年は、まだ9歳であった。ではいつ『女性と社会主義』にふれたのであろうか。

マリアンネ著『マックス・ヴェーバー』によれば(掛川 1998: 80)、ベーベルとの関連ではまず、マリアンネは婚約者マックスから、1892年(マリアンネ22歳)にベーベルの書について記された手紙をもらっている。「ぼくは君にやはりベーベルの書を送らねばならないかな?君が欲しいならすぐに送る。なぜならぼくは君の後見人に任じられたつもりはないのだから。それともぼくたちは将来それを一緒に読むべきかな?それから君は今までもっと読書を望むかい?」(Marianne Weber 1926,1984: 198, *Max Weber: Ein Lebensbild*. J.C.B.Mohr, Tübingenより掛川訳。邦訳『マックス・ウェーバー I』150頁参照)とそこには書かれている。マックスが実際にこの直後に『女性と社会主義』をマリアンネに送ったかどうかは不明である。またもし送っていたとしてもこの時マリアンネが読んだかどうかは知ることができない。二人は1893年に結婚した。

しかし1892年には、シュツットガルトのJ.H.W.ディーツ社からは、第11版改訂版と第12版不変版から第16版不変版までが出版されていた(伊藤1998b)。

マックスは、キリスト教的社会主義を奉じるフリードリッヒ・ナウマン(Friedrich Naumann 1860-1919)と親しく、1894年に『援助』(*Die Hilfe*)が創刊されて以来、マリアン

ネも寄稿している。また夫妻は、1895年の12月にはエルフルトの福音社会会議の女性問題についての会合に参加し、当時は福音主義であったエリーザベト・グナウク=キューネ (Elisabeth Gnauck-Kühne, 1850-1917) の演説を聞いている。その後マックスは多少見解の相違がありながらも、ナウマンの「国民社会協会」に参加し援助している。

マリアンネは、マックスがフライブルク大学より移籍した1896年より、ハイデルベルク大学の夫の国民経済学のほか哲学の講義も聴講し、新カント主義の哲学者パウル・ヘンゼル (Paul Hensel, 1860-1931) のゼミナールで課題に取り組んだ。同年マリアンネは、「近代的な女性理想の普及のために新しく設立された協会」の運営を引き受けた。この協会と大学の権威者との公開討論の際に、マックスは女性問題を要約し、「新しいタイプ」の女性たちのために擁護の演説をした。マックスは女子学生を受け入れ、学位を与えた。なかでもエルゼ・フォン・リヒトホーフエン (Else von Richthofen verh. Jaffé, 1874-1973) は博士となり、バーデンの工場監督官に就任し、新しい生き方を実践して見せた。エルゼのためにマックスは援助を惜しまなかった。一方マリアンネは、1900年には初めての著作『フィヒテの社会主義とそのマルクスの教理への関係』を書き上げ、J.C.B.モール社から出版したが、マックスはこれを大変歓迎した。したがって、1892年以降1900年までには、マリアンネはマックスともども、社会民主党とは陣営を異にする立場からではあるが、社会主義的思想にも関心を抱いており、当時流布していたベーベルの社会主義的女性論を読んでいたと考えることが妥当であろう。

1890年代後半は、1900年に試行されるドイツ民法典 (BGB) の制定作業が進められていた。若尾 (1996: 346) によれば、1896年6月25日、ドイツ帝国議会BGB法案審議で、ベーベルは「理想的な結婚観においては誰もが一致し、結婚関係に入る二人の人間が精神的に調和し、そしてこの方向で現実の結婚生活が生涯続くことを保障する、あらゆる条件を与えることこそ、第一の前提であると考えよう。ところが、この自然な状態を、政府案の1346条は排除する。夫が主人であり、家族の長であり、妻は夫の従者であるという主人道徳に、この草案は貫かれ、この条項にそれは表現をみている」と述べた。この観点から、財産分離制が主張される。この点で、マリアンネはベーベルを、党派的な考慮を越えて「純粹に人間的な正義感と倫理的な理想主義」を示したと賛美したと若尾は記している。

しかし、マリアンネは、ベーベルの『女性と社会主義』が版を重ねる中で、この書に批判的見解をもっていた。批判的見解の第一は、ベーベルが、母権制の存在、その母権制の転覆と単婚制度の成立に関するルイス・モルガン (Lewis Henry Morgan, 1818-1881) の説 (『古代社会』1877) を受け継ぐエンゲルスの『家族・私有財産及び国家の起源』(1884) に依拠する点においてであった。第二は、ベーベルが、自らが働いて稼ぐ女性の経済力を重視する点に関してであった。

1 M. Weber 1926, 1984: 241

マリアンネは、1908年『法発展における妻と母』(*Ehefrau und Mutter in der Rechtsentwicklung*) を書いてベーベルをこの二点で批判する。若尾(1996: 386)は、ザーロモン(Alice Salomon, 1872-1948)の説に依拠して、マリアンネの『法発展における妻と母』の意図は、「第一は母系と母権の区別によって母権論を打破し、逆にポリガミーからモノガミーへの歴史的発展を把握することによって、女性にとって単婚制度が有する積極的意味を示したこと。第二は、女性の労働や経済的貢献によって、その法的および社会的地位が直ちには規定されないことを明確にしたこと」であるという。

では、ベーベルの側からみると、マリアンネとの関係は以下のようにまとめられる。まず第1に、1909年の『女性と社会主義』の改訂版(出版は1910年、以下同じ)で、ベーベルは、「第2編 現代の女性」の「第15章 女性の法律上の地位」において、1907年に出版されたマリアンネの『法発展における妻と母』の1節を引用している。それは、「私法上の同権獲得のための戦い」という個所であるが、ベーベルは、その「節」の冒頭で、まず、「ある種族、ある階級、ないしはある性の社会的従属は、かならずその国の法律と政治制度のなかに表現されている。法律とは、支配的利害を条文にして表現し一国の法にまでたかめたものである。女性は、従属し圧迫された性として、一国の法のなかでそれにふさわしい地位をあてがわれている。法律は消極的なものでも積極的なものでもある。法律は、権利の分与にあたって被圧迫者にまったく注意を払わないかぎりでは消極的であり、被圧迫者に被圧迫者としての地位を指定し、ありうべき例外を指示している点では積極的である」(Bebel 1996: 479~480, 伊東・土屋訳1958: 296)と書いている。

この章には、法律上の新たな事実を、1909年の改訂直前まで出版された多くの関連著作に依拠して改定を試みた跡がみられるが、そのなかに、マリアンネの『法発展における妻と母』377頁からの引用がある。その全文は下記の通りである。

「スカンディナヴィア諸国でも、ほとんどすべての他の国々でと同じように、妻の<特有財産>の拡張を求めるこの普遍的な運動は、イギリスでもこの運動が始まったのと同じ点から、すなわち妻の勤労所得という点から出発した。支配階級は、自分の階層に属する夫が、資産を持つ妻に対して保持する父権制的地位の場合と比べると、収入の貧しい夫が働く妻に対して持つ父権制的地位の方はまさに進んで放棄した」(Bebel 1996: 485 掛川訳, 伊東・土屋訳1958: 302参照)という個所である。このようにベーベルは、マリアンネの名著を読んだあとで、ただこの個所1ヶ所だけを引用しているのが興味深い。なぜこの個所を引用したのであろうか。

それは、上述ザーロモンの指摘するマリアンネの批判の個所を意識し、マリアンネの矛盾とも言うべき事実に叙述個所をあえて引用して、暗に反批判のかたちをとったと思われる。しかし、上述第一の批判についてはベーベルは『女性と社会主義』本文ではとりあえずは無視したのである。

2 マリアンネの377頁のこの箇所には、「われわれが見たように」が挿入されている。

ベーベルの本文とは、いうまでもなく『女性と社会主義』の「過去の女性」の部の、「原始・古代の女性」の個所である。ここでは、モルガン、エンゲルス、部分的にはヨハン・ヤーコブ・バッハオーフェン (Johann Jakob Bachofen, 1815-1887) の『母権論』(1861) を多く引用するが、1909改定の前に出された1907年の『法発展における妻と母』を無視したのである。しかし、実は、ベーベルは、無視しきることができなかった。結局、脱稿後の最後の段階で、これを「補遺」として書かずにはいられなかった。

上記2点は、二人の関係を示す興味深い事実である。しかし「補遺」はなぜか、これまでどうもれたままであった。本稿では、こうした、二人の関係に注目し、未だ邦訳のない「補遺」、マリアンネの『法発展における妻と母』の長い目次、「補遺」によせるベーベルの協力者、リャザーノフ (N.Ryazanov=David Brisovich Gol'dendach 1870-1938) への興味深い手紙の邦訳を試み、考察を行う。

2. ベーベルの「補遺」の存在とその邦訳

1979年、ベーベルの『女性と社会主義』発刊100周年に際して、西川 (1980: 8, 16) は、同書の50版に517～519ページまで「附録」(補遺) がついていること、「この三ページの附録は、マリアンネ・ヴェーバーがその『法律の発展における妻と母』(筆者未見) で、ベーベルが(バッハオーフェンに基いて) ギリシャに母権が存在したと書いたのに批判を加えたことに対する反論である。管見の限り、この部分は邦訳されていない」と書いていた。

この「補遺」は、邦訳どころか、50版以降の版に原文そのものが付されていないことが多く、その米語訳にも当初から付されていない。しかし、エドワード・ベルンシュタイン (Eduard Bernstein, 1850-1932) の序文を付した、1929年の初版発行50周年記念版には、この補遺は収録されているし、『ベーベル著作選集』(伊藤 1998b, 1998c, 参照) 第10巻の2にも編者による長い解説付きで私たちの前に姿を現している。まずその部分を以下全訳する。

補遺

マリアンネ・ヴェーバーは、彼女の『法発展における妻と母』において、ギリシア人のもとでも母権が存在したという私の見解に対して論駁する。彼女は文字通り言う (59頁)。

「というのは、——例えば、大衆的書き手であるA.ベーベルのように——、母権が、すべての民族に共通のより古い発展段階であるという理論の信奉者とともに、アイスキュロスのオレステス物語の問題性を、ギリシア人の場合の若い父権を通しての、古い母権時代とその倫理の『排除』の例として、引きよせることは全く不可能であるのだから。ベーベルはすなわち——そして彼とともに(バッハオーフェンによれば) 多くの人——、アポロンによって命令され制裁された母殺しの、古い自然神であるエウメニデスたちによる復讐が次のことの証拠である、と信じている。かつてギリシアで母と息子の間の血縁の絆が、父と息子の間の絆よりも義務を負わせるものであると見なされたということ、

そして従ってとりわけ、若い光の神アポロンによって保護された父権は、後代の発展の産物であるということの証拠であると。それに対して、実際、アイスキュロス³によって利用された資料である、数百年も古いホメロスの詩は、少なくとも、殺された父に母殺しによって復讐するという、息子の無条件の、神自身から命じられた義務の間の葛藤の悲劇性を全く知らない、という反論が出される。ホメロスにあってはむしろ、クリュタイムネストラ⁴とともにアガ멤ノンを撲殺したアイギストス⁵に対して、オレステスが血縁の復讐の義務を果たす、ということを強調している。オレステスがその際母をも殺すということは副次的事柄であり、彼にとって全く何の問題も含まない。」

このような叙述に対して、私は私の見解を固持し続けなければならない。さしあたり私は、ギリシア人の場合の母権を、明らかに英雄時代以前に引き延ばすことを確認する(本書257ページ参照。その内容は以前の諸版と一致している)。しかしそのことは、古い状況から新しい状況への推移が数世紀以上に及んだということを排除せず、それはむしろ自明である。なぜなら、かの時代の社会的な発展段階は、今日のわれわれの場合よりもゆっくりと経過したのだから。そして、疾走し駆りたてるわれわれの時代においてすら、社会的発展における強烈な諸矛盾が堅固に並存するのである。ギリシア人の英雄時代は、従って父権時代の開始でもある。しかしまた、トロイアの前で闘うギリシア人たちの英雄時代にもなお母権が存在したことは、プリアモスの息子であるリュカオンが、アキレウスに懇願し、慈悲を乞うた、イリアスの次の場面から由来する：

私は、ヘクトールの血縁の弟⁶ではないのですから、私を殺さないでください。彼が、あれほど穏やかで勇敢な、あなたにの友人を殴り殺したのですが。

ホメロスは、新しい権利の擁護者である。彼もまた、この立脚点から彼の時代の出来事を描写した時、われわれの時代の同じ現象の立脚点と合致した。いったいどれだけの詩人や歴史家が、彼らの計画や関心に適合するのと別様に、出来事を叙述する能力があり、あるいは望むというのだろうか。ホメロスの場合には従って、アイスキュロスは、オレステス物語の叙述のための素材を決して発見できなかった。しかし、ヘシオドスの場合はうまくいったのだ。ヘシオドスは、歴史的言明によれば、ほぼ二世代ホメロスより若かったことになる。ヘシオドスは従って、まだ、戦いの最中にあり、その時代のさまざまな民族のもとでの、母権から父権への変転から生成した思い出を聞いたのだ。パッハオーフォン⁷によれば、アマフィダマスの葬式の場合にホメロスに対するヘシオドスの勝利の時代まで語られてきたのであった。ホメロスと反対に、ヘシオドスは古い秩序の擁護者であった、ということは確実である。そして、アイスキュロスは、ヘシオドスの叙述から、彼の悲劇のための素材を借用したことによって、歴史的真相すなわち、両

3 ベルンシュタイン版も、「ペーベル著作選集」収録のものも、ここはÄschylosと綴っている。マリアンネ・ヴェーバーの本文ではAischylosである。

4 同様にKlytā mnestraと記されているが、マリアンネはKlytāimnestraとしている。

5 Ägisthosと印刷されているが、マリアンネはAighistosと綴っていた。

6 リュカオンはプリアモスの庶子であった。ヘクトールとは母が異なるのである。

7 ペーベルはここで唯一「『母権』298頁」という脚注をつけている。

性の地位についてこちら側でもあちら側でも、実際に存在していた見解を物語った。

オレステスが、自身の母をも殺したことは、ホメロスによれば副次的事柄に見える。そこでこの見解は理解しにくいのである。母殺しは、父権の立場からも副次的事柄ではありえなかった。オレステスは母を殺したことによって、母のなかにおいて配偶者殺しと父殺しの首謀者を罰し、侮辱された夫の名誉の復讐をした。醜態する時代に母殺しを正当化することは、勿論ホメロスには良策に見えなかった。そうして母殺しはその叙述において「副次的事柄」となった。

二つの見解、ホメロスのとアイスキュロス・ヘシオドスの見解が並存されるが、客観的な批判者にとって、後者のみが実際の状況に適合したということは、全く疑いを生じさせない。

ここで、私は、なおイリアスのなかで、そしてオデュッセイアのなかで、女性と母は全く異なった価値評価をされていることを指摘したい。イリアスにおいて女性と母が話題になったり、人が彼女に話しているところでは、尊敬や愛は本質的特性である。オデュッセイアにおいては別である。例えば、テレマコスが彼の母であるペネロペイアに関わる仕方は、単純に乱暴である。そして、母を追い出し、彼女に父が選んだ男性と結婚することを命じよと、求婚者たちがテレマコスに要求するような仕方は、一人の女性かつ母に示され得る最悪の軽蔑を意味する。

この精神によって結論するならば、オデュッセイアは、女性の軽視がすでに大きな進歩を遂げた後世から由来するように思われる。

(掛川訳)

3. ベーベルのリャザーノフへの手紙

では、どのような経過を経て、ベーベルは「補遺」をつけるに至ったのであろうか。その手がかりは、ベルリンにいたベーベルから、ウィーンに住んでいたロシアのリャザーノフへの1909年11月1日付けの手紙にみることができる。その手紙とは下記のようなものであった (Bebel 1997: 175)。

ベルリン シェーネベルク 中央通97番地 1909年11月1日

親愛なる同士ゴールデンダッハ⁸

残念ながら、私はあなたに、もう一度迷惑をかけなくてはなりません。私は、昨日、『女性と社会主義』第50版への=筆者注)序文⁹を郵送しました。しかし、マリアンネ・ヴェーバーに対する反論をしないでしまったのです。今日私はこの問題を追うつもりです。私は、もう1度カウツキーから、バッハオーフェン(の本)を借りなければならぬでしょう。

8 前述のようにリャザーノフのこと

9 1909年10月31日付けの50版への序文のこと

ただ私は、あなたを英雄時代のギリシア人のもとで母権から生まれた「イリアス」からの事例を次の文を添えて、直接ドイツに送ってくださるようお願いいたします。すなわち：

しかし、トロイアの前で闘っているギリシア人のもとで英雄時代においてもまた、部分的に母権が存続したということが、「イリアス」における次の部分からわかります、等々です。

私は、今年のチューリヒでのクリスマスに、ホメロスを読みました。しかし、その部分を残念ながらメモを取りませんでした。昨日私は、長い時間探したのですが見つからなかったのです。

今朝、ドイツは私に、組版ゲラ刷の訂正も私にしてほしいのだがと書いてよこしました。最初の12刷本が印刷に付されたので、訂正をやめるという電報が昼に到着したので、私はすぐ机に向かって、1枚目の刷本にも二つの間違いを発見しました。

本は従って、かなりの誤植のままで世に出まわらうでしょう。それは、記念版にとって誉められた話ではありません。

あなたと奥様に、ウィーンでお会いしたいです。

党友としての挨拶をこめて

A. ベーベル

(伊藤訳)

このように、ベーベルは、マリアンネの批判への反批判を考えあぐねていたのである。1879年の初版以来30年にわたって改定し続けてきた『女性と社会主義』への批判は多いが、その都度ベーベルは反論を改訂版の序文に書くことが常であった。しかし、マリアンネに対しては「補遺」という形をとったのである。

4、マリアンネ・ヴェーバー『法発展における妻と母』

そもそもマリアンネ・ヴェーバーの『法発展における妻と母』とはいかなる書物であったのだろうか。1989年の復刻版によれば、573頁に渡る大著であり、「ヘレーネ・ヴェーバー旧姓ファレンシュタイン 感謝を込めた愛のうちに」という献辞が記されている。ヘレーネ (Helene Weber geb. Fallenstein, 1844-1919) とは夫マックスの母であり、ヘレーネの理解と愛なしにはマリアンネとマックスの恋愛は結婚へと成就することはなかった。他方、マリアンネの著したマックスの伝記によれば、マックスの父である同名のマックス・ヴェーバー (Max Weber, 1836-1897) の全く父権制的な支配のもとで、ヘレーネは精神的自由を抑圧されて生きていた。1897年夏ハイデルベルク滞在中のヘレーネ夫婦の危機が顕在化したとき、息子は父を激しく非難し、和解なきままに父マックスは8月に旅先で突然病死した。同年秋からマックスの精神疾患が始まっている。母の擁護のための決然たる父否定が、息子である夫マックスの精神的苦悩の引き金となったことは明らかである (Mitzman 1970)。しかし伝記によれば、この疾患をともに戦い抜くことが、以前にもましてマリアンネにとって夫婦の同志的結合を深め確信する結果をもたらしている。新しい

女性の生き方を模索し実践しようとする意欲に燃える嫁にとって、理解者であった敬愛する姑の耐え忍んだ結婚生活の問題性は、改革すべきBGB婚姻法の父権制的体質を体現するものに他ならなかったであろう。そのような義母ヘレーネに、既婚女性の法的権利の変遷を跡付けたこの大著は奉げられている。

次に原文で8頁からなる「目次」を訳出する。古代から同時代の結婚制度分析まで徹底的な検証を展開している。

目次

第I章 原始的性的結合と正当な結婚 2-81

A. 最も文化の貧しい諸民族の場合の女性の地位 2-19

未開民族研究の意義 2 / 所謂“低級な狩猟民族”の生活方法と共同体生活 3 / 原始的な性的諸関係：ゆるい家族 4 / 一夫多妻制の多様な形式 6 / 一婦多夫制 6 / 娘の性的非拘束性 6 / 性生活の原始的な規範と制限 9 / 集会的=そしてグループ=婚=理論 10 / オーストラリア人の群れの年齢別階層区分 10 / 堅固な分類制度 12 / 族外結婚の結婚連合の発生 13 / オーストラリア人とポリネシア人のグループ婚 14 / トーテミズムと“母系” 15 / “母系”の場合の女性の地位 17 / 南半球の黒人の男性権力 18 / 女性の高い利用価値と社会的軽蔑 18 / 女性略奪と女性交換 19

B. 増大する物質的文化を通しての女性の地位の影響 20-24

所謂“高級な狩猟民族” 20 / 両性の結合の種類への財産区分の影響 21 / 女性買いと女性取得 23 / ビナ=婚とディガ=婚 24

C. “母権”の本質 24-30

母親グループと父親グループ。母親側の親族構成 24 / “母系”、“母権制”(母親権力)、「母権」の関係 25 / “母権”の内容と本質 26 / 母権と男性権力の統一 27 / 母権と女性買い 28 / “全般的な”母権 29

D. 集産主義的な農耕に際しての“母権”への“母権制”への傾向 30-43

所謂“低級な農耕民族”の共同体生活と経済方法 30 / 農婦としての女性 30 / 標準タイプとしての母権 31 / “低級な農夫”の部族組織と家共同体 32 / 母権の組み込み：そして父親の権力 35 / “純粋な”母権：メナクカバンマライエン・ナイルス 36 / 母権の母支配への上昇。両者の闘争 37 / パラオ島住民 37 / 北米のインディアン部族 38 / イロコイ族 39 / ヒューロン人 40 / 母権の発展史的意義の理論 41

E. 牧畜者の父親権制への傾向 43-49

“純粋な”牧畜者の経済方法と共同生活 44 / 女性の隷属化 45 / “原始的な”父権制 46 / その発展のための諸兆し。例：アマゾンのカフィル人の婚姻法 48 /

F. 父権制的“結婚” 49-55

父権制の法律的内容 49 / “合法的結婚”の概念と成立 52 / “合法的”と“非合法的”子どもの区別 54

G. 母権制理論の批判 55-61

婚姻法の階級差異化？ 55 / リュキアでの父権と母権 56 / バッハオーフェンの宗教史的仮説 59 / ギリシアでの母権制の名目上の痕跡。オレスターにおける母権？ 59

H. 成果 61-79

財産の発達と婚姻の発達の名目上の関係 61 / 私有財産と小家族の発達の理論 64 / 女性にとっての意味。スラヴとロシアの家庭聖体拝受における女性の地位 68 / 正当性原理。女性と子どもにとってのその意義 72 / 近代的“合法的”結婚の概念的標識 74 / 近代的合法的結婚の出発点としての“購買婚” 78

文献 79-81

第Ⅱ章 古代の文化的民族における結婚 83-199

序論 “文化” による結婚の影響の一般的方向 83

A. エジプト人における結婚 90-109

文化史的基盤 91 / 女性の一般的な法的地位。古い時代の名目上の結婚契約 95 / 性的契約の自由 97 / プサメティコス3世の時代、ペルシアのそして初期プトレマイオス時代からの民衆文字による契約 98 / ギリシアの影響のもとでの後期プトレマイオス時代における変化。キュリオス(主人)とフェルネー(新婦の持参金) 101 / エングラフォス(契約婚)とアグラフォス・ガモス(いわゆる“試し婚”) 104 / エジプト人における名目上の“母権” 105 / 女性の有利な地位の推測の根拠 108

B. バビロン人における結婚 109-117

セム人の父権制一般 110 / ハムラビ法典 111 / 女性買い、奉仕婚、婚資 113 / 離婚。親の権力 115

C. ユダヤ人における結婚 117-131

1. モーセの婚姻法。ユダヤ人における一夫多妻制から一夫一婦制への発展 118 / 購買婚 120 / 女子相続人と嫁婚制 121 / 妻の法的地位 122 / 亡命のユダヤ教への影響 122 / タルムードに基づく婚姻法。ケトバ契約 123 / 離婚法の発展 127 / 父親の権力 128 / 相続法における父権制の消滅 128 / 結婚と女性の宗教的評価 129

D. アラブ人とイスラム教における結婚 131-140

イスラム教以前の婚姻法 131 / 名目上の母権。契約の自由と“享楽婚” 133 / イスラム教。性的な契約の自由の抑圧 134 / 結婚に対するコーランの一般的立場 135 / 妻の財産権上の保護 136 / 一夫多妻制と結婚道徳。神の掟の意義 137 / 離婚 138 / 父親の権力 139

E. ギリシア人における結婚 140-158

ギリシアの都市国家の一般的性格 140 / 一夫一婦制 141 / 1. 古典期におけるアッティカの法。種族後見 143 / ホメロス時代の購買婚と古典期の“エンゲシス”(契約婚) 144 / アテナイにおける妻の財産権 145 / 離婚 146 / 父親の権力 146 / 2. ゴルテーンの法 147 / 相続法 147 / 女子相続法 148 / 持参金法 148 / ギリシアの妻の実際の地位 150 / スパルタ 150 / アテナイ。結婚と愛の対立 151 / 妻の個人的生活 152 / ギリシア文化の排他的に男性的な性格 154 / 遊女制と少年愛 156

F. ローマとローマ帝国における結婚 158-197

一夫一婦制と“家族法” 158 / 種族後見 161 / マヌス婚 161 / 女性の実際の地位 162 / 自由婚 164 / 自由婚における女性の行為能力 165 / ドタル法の展開 166 / 女性の自由な能力 167 / マヌスから自由な女性のコンスルの相続権 168 / 自由なローマ的結婚と近代的“自由恋愛”。自由婚の個人的な法的効力 168 / 自由な結婚の習俗史的意義 170 / それに対する反動 172 / アウグストゥスの習俗改革と結婚改革 173 / コンキューピナトス(内縁関係) 175 / 初代皇帝時代の結婚道徳 177 / 奴隷の偽=結婚 178 / 二世紀における性的道徳の変遷。ストア学派 178 / キリスト教。結婚道徳にとっての一般的意義 180 / キリスト教的=パウロ的結婚解釈の特色 182 / 父権制と結婚の非解消性 183 / ケリバートの評価 184 / キリスト教の実際的影響 186 / 内縁に対する関係 187 / コンスタンティヌス帝時代と結婚。女性の増大する家畜化 188 / 経済的延期 189 / 三世紀からユスティニアヌス帝までの家族法的立法 190 / ユスティニアヌスの内縁法と婚姻法 191 / 母親と子どもたちの間の相続法の発展 193 / 母親の教育権 194 / 父親の家宅不可侵権の衰弱 194 / 帝国法の発展の一般的成果 195 / 婚姻法における“帝国法”と“民族法” 196 / 婚姻法に対する三つの一神教的宗教の史的位。置。“合法的”結婚の独占 197

文献 197

第Ⅲ章 ゲルマン的=中世の法における結婚 200-278

A. 古代ゲルマンのそしてドイツ中世の法 201-241

タキトゥス時代にむかう家族の経済的状況と法的状況。名目上の母権 202 / 父権制と男性の女性に対する支配権(ムント) 204 / 一夫多妻制とケープス婚 206 / 女性の武装不可能性と種族後見 210 / 家長的権力の緩和。キリスト教の影響 211 / ドイツ中世における夫妻の個人的関係における父権制の存続 215

財産法的関係。土地所有からの娘の当初の除外 217 / 合法的結婚における女性の契約上の保護 218 / “婚姻上の財産法”の発展の始まり 220 / 娘の不動産相続権と寡婦に有利な不動産法 221 / 社会的な推移：封建制度 222 / 貴族の婚姻財産法：寡婦産と年金 222 / “平民”の婚姻財産法：財産共同制と財産結合の原則 224 / 財産共同制の経済的かつ社会的条件 226 / 財産共同制の法的内容 227 / 混合形態：（夫婦になってからの）取得財産共同制、効果と分担権 230 / 財産結合の条件と結果 231 / ザクセン法鑑の動産法。直後、非直後、寡婦分、朝の贈り物 232 / 女性にとっての多様な財産法体系の実際的意義 235 / ローマ法の浸透と限定された意義 240

B. ロマン人の諸民族におけるゲルマン的かつローマ的法 241-249

イタリア 242 / スペイン 245 / フランス 247

C. 近代的改革までのイギリス法 249-261

イギリスのコモンローの特色 250 / 婚姻法における《身分証明《と》夫の保護のもとでの妻の地位《の原則 251 / 財産法 252 / 女性の寡婦産 254 / イギリス婚姻法の封建制の性格 255 / 子どもたちに対する法関係 255 / 女性に有利な平衡=裁判 257 / 妻の特別財産と期限前処分抑制 258 / 非嫡出子の法的地位 258 / 補遺：スカンジナビア=中世の法 259

D. 中世の女性の事実的状況 261-276

結婚道德にとっての規範的な婚姻法の意義 261 / 娘の教育 263 / 初期における女性の社会的地位 265 / 夫妻の関係 265 / 騎士の女性奉仕の時代。女性の社会的地位へのその影響 265 / 結婚道德への影響 266 / 都市における性的道德 269 / 女性の経済的状況。主婦の活動 270 / 妻との関係における未婚女性の状況 274

文献 277

第四章 合理主義と法典編纂の時代における結婚観と婚姻法 279-406

A. 自然法的結婚観の一般的根拠 280-318

始まりつつある資本主義的發展 280 / ルネッサンスと世俗的な学問 281 / 宗教改革 282 / ルターの結婚観 284 / カルヴァン主義。カルヴァンの教会法 286 / ピューリタンの結婚観 288 / 再洗礼派の宗教的個人主義 290 / 啓蒙主義の個人主義と“人権” 292 / 合理主義的自然法論と結婚 295 / クリスティアン・ヴォルフの結婚論 297 / ルソーの“女性性”の理論 298 / ドイツ観念論の自然法論：観念論的倫理学の根拠 301 / フィヒテの父権制のイデオロギー 306 / 自然法学説の実際的意義 312 / 結婚の世俗化：教会の結婚裁判権の除去。結婚の国家的規制 313 / “民事婚” / “自由”結婚 316

B. 民法典の婚姻法 318-331

法典の一般的性格と根拠 318 / 夫の個人的関係 320 / 両親と子どもたちの間の法的関係 322 / 非嫡出子 324 / 法典の離婚法。1816年の王政復古と1884年の離婚法 325 / 結婚の財産法 327

C. プロイセンの“普遍的ラント法” 331-341

法典の性格 331 / 夫の法的地位 332 / 結婚の財産法 334 / 離婚法 336 / 父親の権力 337 / 母親義務 339 / 寡婦の法的状況 339 / 未婚の母 340 / 1854年の改正法 340

D. オーストリアとロシアにおける法典編纂 341-361

オーストリアの民法典における女性と母親の個人的法的地位 343 / 民法典の結婚の財産法 344 / 寡婦の法的状況 345 / 未婚の母 345 / ロシアの《法典集》の公式の家族法 346 / ロシア女性の財産法上の自立 347 / 彼女の人格権の服従 348 / 両親と子どもたちの関係 349 / 非嫡出子。1891年3月12日の法 350 / 離婚 351 / 非合法的“結婚”：1. “知識人層”の“自由婚” 352 / 2. “自由婚”そして教会離反者と分派の性道德 353 / ロシアの農民の家族法 355 / 家族と村落共同体 356 / 農民の結婚の一般的性格 357 / 農民の結婚財産法 359 / 女性の一般的状況 359

E. イギリスの《既婚女性財産法》 361-371

グラッドストーンの結婚改革の物質的かつ観念上の条件 361 / 最初の既婚女性財産法（1870） 362 / 第二法（1882） 363 / 女性の行為能力のための財産分与の有効範囲 363 / コモンローの残滓：刑事訴訟 364 / 女性の責任と任意の処理能力のやり方 365 / 扶養義務において 366 / 日常家事代理権において 366 / 父親の権力において 367 / （近代的児童保護立法による改革） 367 / 相続法 368 / 非嫡出子

368 / 1857年と1860年の法以来の離婚 369 / 有効な法の総合性格 370

F. 近代アメリカの婚姻法 371

アメリカの植民地における“自然法” 371 / コモンローの継続 371 / 婚姻法の改革運動の推移と現在の状況 372

補遺： 他の法典編纂。 発展の推進力 375

G. 成果と新たな問題 378

婚姻法の問題への反作用における資本主義の完全発展 379 / 資本主義の直接的影響のわずかな射程 380 / 資本主義の影響のもとでの女性の生活の変遷 383 / 主婦の家庭外の職業労働と賃金労働と婚姻法にとってのその射程 388 / 資本主義に対するイデオロギー的反動 396 / 自然法的合理主義の衰微。 歴史主義、自然主義と経済的進化論 397

第V章 ドイツ民法の婚姻法 407-505

序論 法典の成立と性格 408

A. 個人的法関係 413-443

妻の遂行能力の承認 414 / 結婚上の生活共同体への義務 417 / “暴行”に際しての脱落 418 / 妻の名前 420 / 夫妻の相互的扶養請求権 422 / 女性による家政の業績と家事への義務と男性的仕事における助力 424 / 男性による結婚住居の決定 428 / 女性の日常家事代理権 430 / 第三者に対する女性の個人的奉仕業績 433 / 夫の決定権 436

B. 親の権力の分配 443-458

母親の“親の権力” 443 / 寡婦のための“後見” 446 / 第二番目の結婚の場合の親の権力 448 / 親の権力の即物的内容 451 / 父親の権力と母親の権力の関係 452 / 母親の代理する親の権力 454 / 離婚した母親の地位 455 / 親権の分配の原理的問い 456

C. 結婚財産法 458-495

法的財産状況 459 / 男性の“管理と用益権”の有効範囲 461 / 女性の要求 464 / 家計費と化粧品費 464 / 情報と決算 466 / 法的留保財産 467 / 妻の行為能力と訴訟能力のための法的財産権の意義 468 / 法的財産権の評価。 法典の助言に際しての論争： 一般的な財産共同制（ギールケ、F. モムゼン、A. メンガー） 471 / 取得財産共同制 475 / 財産分与（ビューリング） 478 / 帝国議会の審理 478 / フォン・シュトム男爵 479 / 財産分与の際の女性財産の夫の管理 484 / 法的財産権に関する女性運動の実定的要求： 1. 財産分与 486 / 2. 固定的“小遣い金” 487 / 3. 女性の相続権と責任無い離婚の場合の取得財産取り分 488 / 4. 家政負担への女性の貢献義務 489 / 5. 家政債務のための女性の共同責任 490 / 6. “家政予算”の統一のための男性の義務 490 / 進行する提案： 法的財産状況あるいは契約適合的財産権の法的図式としての所得共同制と処理共同制の問題。 妻の相続権 491

結論 結婚父権制の完結的批判 495-504 / 文献 505

第VI章 結婚批判、離婚および非婚の両性関係 506-546

内容： A. 近代的結婚批判 507-546

結婚、正規の婚姻によることおよび離婚の統計的意義 507 / 法的制度としての結婚への近代的攻撃 513 / 自由な“抗議婚”への刺激 513 / 新しい性倫理の構築の試み 514 / 結婚発展の通俗社会主義的理論への基礎付け 515 / 女性の“経済的解放” 516 / 特に“母性年金” 519 / “合法的結婚”の相關概念としての売春 522 / 性倫理的規範と性倫理的事実の原則的關係 527 / 結婚の道徳的価値と法的秩序の關係 531 / 内縁の法的処遇 535 / 法の形式的性格からの帰結 537 / 物質的な性的な契約の自由の障壁 541 / “自由婚”あるいは結婚改革？ 542 /

B. 離婚問題、特にドイツ民法において 546-559

民法における“絶対的”と“相対的”離婚理由 548 / 有責のみによる離婚の原則 548 / 父権制的婚姻法による帰結 549 / 民法の動機における原則の基礎付け 551 / 批判 551 / 推論からの結論 555 / 相互の合意とその除去の帰結に基づく離婚の統計的意義 557 / 結婚の無効と疑わしさ。 不十分な純潔の処遇に際しての二重の道徳 558

C. 非嫡出問題、特にドイツ民法において 560-571

民法の原則的立場 561 / 父親の扶養義務 562 / 問題の“母権的”処遇に基づく遂行の障壁と困難 563
/ 男性の親の育成 564 / 多数の売春婦のひもの抗弁 564 / 子供の利害への関係における母権 565 /
母権的立場の原則的放棄 567 / その際の子どもの利害状況 568

結論 571 / 文献 573

(掛川訳)

このようなマリアンネの結婚論を若尾は高く評価しており、「穏健派の結婚・家族論はマリアンネ・ヴェーバー『法発展における妻と母』にその頂点を見る」(若尾 1996: 338)とおさえ、「第一次大戦前ドイツにおける、市民的女性運動の理論的な到達点は、マリアンネ・ヴェーバーの結婚・家族論に結晶化されている」(同 347)と述べている。当時は、一方に男性市民層の保守的イデオロギーとしての性別役割分業観が堅固にあり、それがドイツ民法上の婚姻法の父権制的性格を擁護していた。他方に爆発的な売れ行きのベーベルの『女性と社会主義』の圧倒的影響が無視できぬものとしてあった。市民的女性運動の中では、急進派によって、婚外子と未婚の母を擁護し、形骸化したキリスト教的かつ法的結婚制度の全面的否定を求める、「新しい倫理」が提唱されていた。急進派は、1905年設立の「母性保護同盟」を率いて「性倫理の改革」を主張し、実質的な単婚である「自由婚」を実践するヘレーネ・シュテッカー (Helene Stöcker, 1869-1943) に代表される。当時急進派は穏健派から「通俗社会主義的」と呼ばれ、ベーベルの社会主義的家族論に通底すると見なされていた。事実ベーベルはシュテッカーの「母性保護同盟」に賛同していたし、同じくシュテッカーが連帯していたベルリンの性科学者マグヌス・ヒルシュフェルト (Magnus Hirschfeld, 1868-1935) の同性愛容認運動にも理解を示していた。興味深いことに、社会政策的動機によってマックスはナウマンとともに「母性保護同盟」創設を援助したが、シュテッカーが主導権を握って以後はその性倫理改革運動を厳しく拒否して1906年に脱退した (Schwentker 1988)。穏健派の法的婚姻制度と性道徳堅持の立場からすれば、過去の母権制が、現在と未来の理想として掲げられることは危険視され、理論的に否定されねばなかった。従って市民的女性運動穏健派とされる前述のザーロモンは1908年の『援助』誌上で、マリアンネによって「ベーベルの悪影響」は断ち切れ克服されたと表現したのである。

マリアンネ自身が、母権論に関してベーベルを意識していたことは『法発展における妻と母』の「序言」にも明らかと思われる。3頁からなる「序言」の中ほどで彼女は次のように書いている。「——第一章：『原始的性的結合』は今日の研究状況のものでは正当な結婚の発展についての基本見解においてのみ固有のものを、ついでながら勿論決定的でないものをもたらさう。文献は常に流動的である。民族誌的資料総体の完全な吟味ができたとしたらまたそれ自体ライフワークであろう。その際、とりわけ報告者のしばしば全く十分でない経済学的訓練のために、まさに決定的な点で繰り返し、利用しても役に立たない。何はともあれ確実なもので十分である。遠い過去に横たわる、『私有財産』と『合

法的結婚』によってはじめて破壊された『女性の樂園』という、女性の間では今も徘徊する観念を徹底的に否定するためには」と。また当然ながら、マリアンネは夫マックスの協力に感謝している。情熱と努力がマリアンネ本人のものであるにせよ、この書物の学問的緻密さと高さは夫マックスの助力によることは間違いないであろう。いずれにせよ標榜的は母権論であった。著書全体を通してマリアンネの結論が近代の結婚の法的側面の批判に置かれていることは、全体の構成から明らかなのであるが、その主張自体ではなく、ギリシア人のもとにおける母権制の有無のみにベーベルとの論争点が限定された理由は、こういう事情によっていた。それによって「結婚の進化」についての社会主義の理論を論駁したと、マリアンネも考えていたのである。

ところで堅実で冷静でしかも柔軟な思考をするマリアンネは、シュテッカーの婚姻批判の主張を吟味し、賛同可能な点は取り入れながら、しかし明確に「自由婚」とは一線を画している。実際にマリアンネは他の著作でも、プロテスタントの倫理観に親和するカント的な女性の人格の自律と、婚姻における対等性を追求して、「近代的女性」、「新しい女性」のための法的結婚制度内部の「同志関係」(Kameradschaft、若尾は「連れ合い関係」と訳しているが現代に引き付けすぎではないか)を提起している(Marianne Weber 1919)。『法発展における妻と母』においては、近代的結婚の理想の実現のために、夫による決定権の排除、夫婦別産制、特に中産階級の妻のための「家政金」の義務付けや夫の収入の一定割合の家事労働報酬(妻の「小遣い銭」となるべき)の義務付け、結婚の非解消性の否定と離婚条件の緩和、離婚時の父親による子の扶養義務などまで考察されている。確かに、夫の「主人権」を実質的に解消させ、幸福で対等な人格関係を実現することが目指されている。しかしマリアンネは、古代の分析においても、近代の分析においても、階層性あるいは階級性をしっかりと見据えており、子どもが母のみに帰属することを幸福とはみなしていない。どの時代も子どもが母のみに帰属したのは下層民の悲惨な生活の中でであったという考察をしている。マリアンネは子どもは父と母の双方の責任のもとにおかれるべきで、単婚の否定ではなく改革によって変えられるべきという見解であった。婚外子をめぐる議論は奥が深い。この最後の「結婚批判、離婚および非婚の両性関係」の章は、実質的にシュテッカーの「新しい倫理」運動の批判に焦点を定めて書かれていることは明白であろう。

5 むすび

本稿からも明らかなおおり、20世紀初頭のマリアンネとベーベルの論争は、情熱と真摯さと教養の高さにおいて、抜きんできたものであったとあってよい。マリアンネをして「大衆の書き手」と言わしめた、初等教育さえ満足にうけていない生粋のプロレタリアのベーベルであってみれば、マックス・ヴェーバーという高名な大学教授の妻の挑戦的論争の学問的水準に、圧倒されあるいは辟易しながら、しかし、女性解放への歴史的道筋を明らかにしたいという彼の信念において反論をせずにいられなかったのだ。

マリアンネのこの『法発展における妻と母』は非常な労作であり、これほど包括的に結婚制度の歴史的展開を跡付けることはもはや不可能であろう。学問研究の細分化した現代ではなおさらと思われる。母権制をめぐる理論的研究上の論争は現在も決着がついていない (Panke, 1991)。バツハオーフェンの『母権論』に2種類の分厚い翻訳が出版される日本の状況からして、マリアンネの研究が未だ邦訳されていないことは問題である。他方、20世紀の中庸まで、世界のベストセラーといわれたベーベルの『女性と社会主義』は、今は新しい読者を得ていない。

ベーベルの「補遺」をみれば、その「大衆的書き手」の読書量や教養の高さが逆に俥ばれ、当時のドイツ社会民主党の大衆的文化水準が推し量られる。ベーベルはこの「補遺」を付した『女性と社会主義』発行の3年後、1913年に73歳で病没する。マリアンネは第一次世界大戦、第二次世界大戦を経て、戦後1950年代まで文筆活動を続けたのであった。

引用文献 (著者アルファベット順)

- Bachofen, Johann Jakob (1861) *Das Mutterrecht. Eine Untersuchung über die Gynaiokratie der alten Welt nach ihrer religiösen und rechtlichen Natur*. Verlag von Kreis & Hoffmann, Stuttgart. <邦訳1> J.J.バツハオーフェン著 岡道男/河上倫逸監訳 (1991-1995) 『母権論:古代世界の女性支配に関する研究:その宗教的および法的本質』みすず書房 <邦訳2> J.J.バツハオーフェン著 吉原達也/平田公夫/春山清純訳 (1992-1993) 『母権制 古代世界の女性支配—その宗教と法に関する研究』(上・下) 白水社
- Bebel, August (1996) *Ausgewählte Reden und Schriften*, Band 10/2, K.G.Sauer, München, New Providence, London, Paris.
- Bebel, August (1997) *Ausgewählte Reden und Schriften*, Band 9, K.G.Sauer, München.
- 伊藤セツ (1992) 「ベーベルの女性論再考 第1報」『昭和女子大学大学院生活機構研究科紀要』 Vol.2
- 伊藤セツ (1996) 「ベーベルの女性論再考 第2報」『昭和女子大学大学院生活機構研究科紀要』 Vol.5
- 伊藤セツ (1997) 「ベーベルの女性論再考 第3報」『昭和女子大学大学院生活機構研究科紀要』 Vol.6
- 伊藤セツ (1998a) 「アウグスト・ベーベル『女性と社会主義』にみるジェンダー統計表」『昭和女子大学女性文化研究所紀要』第21号
- 伊藤セツ (1998b) 「A.ベーベル『演説著作選集』全10巻14分冊の完結によせて—女性解放論を中心として—の紹介」『昭和女子大学女性文化研究所 Working Paper, No.12
- 伊藤セツ (1998c) 「アウグスト・ベーベル『選集』の完結によせて」『労働総研クォーターリー』 No.31
- 伊藤セツ (1998d) 「アウグスト&ユーリエ・ベーベル夫妻の文通」『昭和女子大学女性文化研究所紀要』第22号
- 伊藤セツ (1999) 「アウグスト・ベーベル小伝」『昭和女子大学女性文化研究所紀要』第23号
- 伊藤セツ・掛川典子・内藤和美 (1992) 『女性学—入門から実践まで』同文書院
- 伊藤セツ・掛川典子・塩谷千恵子 (1996) 「女性文化とジェンダー」『昭和女子大学女性文化研究所紀要』第18号
- 伊藤セツ・王宓 (1999) 「20世紀初頭欧米女性解放思想の日本・中国への伝達の過程—August Bebel: *Die Frau und der Sozialismus*の場合—」『昭和女子大学大学院生活機構研究科紀要』 Vol.8
- 伊東勉・土屋保男共訳 (1958) 『ベーベル婦人論上・下』大月書店
- 掛川典子 (1998) 「職業と結婚」翻訳と解題 『昭和女子大学女性文化研究所紀要』第22号
- 掛川典子 (1999) 「女性と客観的文化」訳 『昭和女子大学女性文化研究所紀要』第23号

- 掛川典子 (2000) 「女性の学問参加」 訳 『昭和女子大学女性文化研究所紀要』 第25号
- 掛川典子 (2000) 「ゲオルク・ジンメル的女性文化論とマリアンネ・ヴェーバーにおける女性の文化的貢献論」 『昭和女子大学女性文化研究所紀要』 第26号
- 掛川典子 (2001) 「新しい女」 訳 『昭和女子大学女性文化研究所紀要』 第27号
- 掛川典子 (2002) 「女性と客観的文化」 (2) 訳 『昭和女子大学女性文化研究所紀要』 第28号
- 掛川典子 (2002) 「女性と客観的文化」 (3) 訳 『昭和女子大学女性文化研究所紀要』 第29号
- 河合節子・野口薫・山下公子編 (2001) 『ドイツ女性の歩み』 三修社
- Mitzman, Arthur (1970) *The Iron Cage, An Historical Interpretation of Max Weber*. Alfred A. Knopf, New York.
 <邦訳>アーサー・ミッツマン著 安藤英治訳 (1975) 『鉄の檻』 創文社
- 西川正雄 (1980) 「『婦人論』とアウグスト・ベーベル—発刊 (1879) 百周年に寄せて—」 『歴史評論』 No.359 (1980.3)
- Panke, Donat (1991) *Matriarchat*. In: Elisabeth Gössmann (Hrg.) *Wörterbuch der feministischen Theologie*. Gütersloh. <邦訳>エリザベート・ゴスマン他編訳 (1998) 『母権制』 『キリスト教神学事典』 日本基督教団出版会
- 昭和女子大学女性文化研究所 (2002) 『女性文化とジェンダー』 御茶の水書房
- Schwentker, Wolfgang (1988) Hrg. mit W.J.Mommsen *Max Weber und seine Zeitgenossen*. Vandenhoeck & Ruprecht, Göttingen/Zürig. <邦訳> シュベントカー, ボルフガング 「生活形式としての情熱」 W.J.モムゼン他編著 鈴木広/米沢和彦/嘉目克彦監訳 (1994) 『マックス・ヴェーバーとその同時代人群像』 ミネルヴァ書房
- 若尾祐司 (1996) 『近代ドイツの結婚と家族』 名古屋大学出版会
- Weber, Marianne (1907) *Ehefrau und Mutter in der Rechtsentwicklung. Eine Einführung*. J.C.Mohr, Tübingen. (2.Neuedruck 1989) Scientia Verlag, Aalen.
- Weber, Marianne (1919) *Frauenfragen und Frauengedanken. Gesammelte Aufsätze*. J.C.B.Mohr, Tübingen.
- Weber, Marianne (1926) *Max Weber: Ein Lebensbild*. J.C.B.Mohr, Tübingen. <邦訳>マリアンネ・ウェーバー 著 大久保和郎訳 (1963) 『マックス・ウェーバー I』 (1965) 『マックス・ウェーバー II』 みすず書房

(いとう せつ 女性文化研究所所長)
 (かけがわ のりこ 日本文化史学科教授)